

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成30年2月8日(2018.2.8)

【公表番号】特表2017-514364(P2017-514364A)

【公表日】平成29年6月1日(2017.6.1)

【年通号数】公開・登録公報2017-020

【出願番号】特願2016-558704(P2016-558704)

【国際特許分類】

H 04 W 72/04 (2009.01)

H 04 W 4/38 (2018.01)

H 04 W 84/10 (2009.01)

H 04 W 72/10 (2009.01)

【F I】

H 04 W 72/04 1 3 2

H 04 W 4/04 1 9 0

H 04 W 84/10 1 1 0

H 04 W 72/10

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療ボディエリエナットワーク(MBAN)を維持するためのシステムであつて、当該システムは、

一次チャネル及び二次チャネルを含む前記MBANの1つ以上のチャネルを介して、前記1つ以上のチャネルのうちの1つにそれが割り当てられた、前記MBANのデバイスと通信し、

前記1つ以上のチャネルのそれぞれのデューティサイクルを継続的に監視し、

デューティサイクル制限を満たすか又は上回る前記一次チャネルのデューティサイクルに応答して、前記デバイスのうちの或るデバイスを前記二次チャネルに移行させ、

ビーコンベースのスーパーフレーム構造を使用して、前記一次チャネル及び前記二次チャネルのそれを介して前記デバイスと通信する、少なくとも1つのコントローラを有し、

前記一次チャネルのビーコンは、前記二次チャネルのスーパーフレーム構造に関するデータを含む、システム。

【請求項2】

前記コントローラはさらに、前記デューティサイクル制限を満たすか又は上回る前記一次チャネルのデューティサイクルに応答して、前記二次チャネルでの動作を開始する、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記デバイスはそれぞれ優先順位を有し、前記一次チャネルは最小許容優先順位を有し、前記少なくとも1つのコントローラはさらに、前記最小許容優先順位に対する前記優先順位に基づいて、前記デバイスのそれを前記1つ以上のチャネルのうちの1つに割り当てる、請求項1又は2に記載のシステム。

【請求項 4】

前記少なくとも1つのコントローラはさらに、前記デューティサイクル制限を下回る前記1つ以上のチャネル、及び前記二次チャネルを含む前記1つ以上のチャネルの総デューティサイクルに応答して、前記1つ以上のチャネルの前記二次チャネルに割り当てられた全てのデバイスを前記一次チャネルに移行させる、請求項1乃至3のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項 5】

前記少なくとも1つのコントローラはさらに、前記デューティサイクル制限を下回る前記1つ以上のチャネル、及び前記二次チャネルを含む前記1つ以上のチャネルの総デューティサイクルに応答して、前記二次チャネルでの動作を停止する、請求項4に記載のシステム。

【請求項 6】

前記一次チャネル及び前記二次チャネルのアクティブな伝送期間は重複しない、請求項1に記載のシステム。

【請求項 7】

前記一次チャネル及び前記二次チャネルのスーパーフレーム構造は、共通のネットワーク識別子（ID）及びデバイスショートアドレスを共有する、請求項1乃至6のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項 8】

前記一次チャネルは、デューティサイクル制限を有する、MBAN使用に割り当てられたチャネルを含み、前記二次チャネルは、一般的使用に割り当てられたチャネルを含む、請求項1乃至7のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項 9】

医療ボディエリヤネットワーク（MBAN）を維持するための方法であって、当該方法は、

一次チャネル及び二次チャネルを含む前記MBANの1つ以上のチャネルを介して、前記1つ以上のチャネルのうちの1つにそれぞれが割り当てられた前記MBANのデバイスと通信することと、

前記1つ以上のチャネルのそれぞれのデューティサイクルを継続的に監視することと、デューティサイクル制限を満たすか又は上回る前記一次チャネルのデューティサイクルに応答して、前記デバイスのうちの或るデバイスを前記二次チャネルに移行させることと、

ビーコンベースのスーパーフレーム構造を使用して、前記一次チャネル及び前記二次チャネルのそれぞれを介して前記デバイスと通信することと、を含み、

前記一次チャネルのビーコンは、前記二次チャネルのスーパーフレーム構造に関するデータを含む、方法。

【請求項 10】

前記デバイスはそれぞれ優先順位を有し、前記一次チャネルは最小許容優先順位を有し、前記方法はさらに、前記最小許容優先順位に対する前記優先順位に基づいて、前記デバイスのそれぞれを前記1つ以上のチャネルのうちの1つに割り当てるなどを含む、請求項9に記載の方法。

【請求項 11】

前記デューティサイクル制限を下回る前記1つ以上のチャネル、及び前記二次チャネルを含む前記1つ以上のチャネルの総デューティサイクルに応答して、前記1つ以上のチャネルの前記二次チャネルに割り当てられた全てのデバイスを前記一次チャネルに移行させることをさらに含む、請求項9又は10に記載の方法。

【請求項 12】

前記デューティサイクル制限を下回る前記1つ以上のチャネル、及び前記二次チャネルを含む前記1つ以上のチャネルの総デューティサイクルに応答して、前記二次チャネルでの動作を停止することをさらに含む、請求項11に記載の方法。

【請求項 1 3】

前記一次チャネル及び前記二次チャネルのアクティブな伝送期間は重複しない、請求項9乃至1 2のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 1 4】

前記一次チャネルは、デューティサイクル制限を有する、M B A N 使用に割り当てられたチャネルを含み、前記二次チャネルは、一般的使用に割り当てられたチャネルを含む、請求項9乃至1 3のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 1 5】

請求項9乃至1 4のいずれか一項に記載の方法を実行する、少なくとも1つのコントローラ。